1 あぶた母と子の館使用料金

(1) 施設の使用料

				,	,	
時間区分		午前	午後	夜間	全日	
利用区分			9時から12時	13時から1	17時から2	9時から21
			まで	7時まで	1時まで	時まで
個人	小・中・高	· 校生	無料	無料	無料	_
専用使	アリーナ	営利を目的として	10 000	12 000	16 000	39,000円
用		利用	10,000円	13,000円	10,000円	39,000H
		スポーツに使用	1,600円	2,000円	2,600円	6,200円
		上記以外で営利を				
		目的としない催し	5,000円	7,000円	9,000円	21,000円
		ものに利用				
		営利を目的として	1 0000	1 4000	1 000	4 0000
		利用	1,000円	1,400円	1,800円	4,200円
		上記以外で営利を				
		目的としないもの	500円	700円	900円	2,100円
		に利用				

備考

- 1 個人利用は18歳未満までとする。ただし、保護者など同伴者は除く。
- 2 利用時間には、準備、後始末に要する時間を含む。
- 3 平日の午後及び土曜日、日曜日、祝日並びに学校の夏・冬期休暇期間の午前・午後は個人利用のみとし、特に必要が あると認められた場合を除き、アリーナの定期的な専用利用はできないものとする。
- 4 町外団体の専用利用は、専用使用料の5割増とする。
- 5 区分を超えて利用する場合は、1時間につき当該承認を受けた区分の使用料の3割の額とする。なお、1時間未満の利用については、1時間の利用とみなす。
- 6 アリーナの専用利用が半面以下の場合は、専用使用料の2分の1とする。ただし、条例第9条の使用料の減免を受ける場合はこの限りではない。
- 7 施設にない備品が必要な場合は利用者が用意し、責任をもって使用する。

8 入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するもので、その額が3,000円を超える場合(段階がある場合は最高額)は、営利目的の利用とする。

また、入場料等がなくても公共の目的以外の物品の販売がある場合は全て営利目的とみなす。

(2) 暖房料

利用区分	使用料		
アリーナ(スポーツに利用)	1時間ごとに 400円		
アリーナ(営利・催し物に使用)	1時間ごとに 800円		
その他(研修室)	1時間ごとに 150円		

備考

- 1 暖房の期間は、11月1日から4月30日とする。ただし、この期間以外でも暖房を利用した場合は同様とする。
- 2 1時間未満の利用は、1時間の利用とみなす。